診療用エックス線装置廃止届

年 月 日

熊本市保健所長(宛)

届出人(管理者)

診療用エックス線装置を廃止したので、医療法第 15 条第 3 項に基づく医療法施行規則第 29 条第 1 項の規定により次のとおり届出をします。

(フ	IJ		ナ	ガ	ナ)												
名					<u> </u>		称												
開	1	in iy	T)	か 場			所	Ŧ			TE	EL.			校区 FAX				
廃		止	年	<u> </u>	月	<u> </u>	月						年	F		月			
				備え	製作	: 者	名												
		た診療 クス紡		开	型		式												
装		置		廃止した理師			∄由												
		上後の用途																	
所	長	課	£	Ē.	副調	是是	主	幹	主	查		班	員						
	受付				寸印						央裁印				起案				
			~13	1 2							7/49/11				本居供覧	出書	を受理	月 単 した	